

## 第 5 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 7 月 12 日（火） 13 時 59 分～14 時 26 分

2. 開催場所 平川市生涯学習センター 2 階 多目的ホール

3. 出席農業委員（17 名）

1 番委員	三 浦 勝 志	3 番委員	對 馬 忠 法	4 番委員	古 川 榮
5 番委員	工 藤 守	6 番委員	高 井 美奈子	7 番委員	今 井 文 雄
8 番委員	大 川 哲 彌	9 番委員	花 田 良 造	10 番委員	工 藤 正
11 番委員	丹 代 純 嗣	12 番委員	葛 西 雅 博	13 番委員	今 井 龍 美
14 番委員	柴 田 博 明	15 番委員	桑 田 久 毅	16 番委員	小山内 知 寛
18 番委員	山 口 知 治	19 番委員	長 尾 浩		

4. 欠席農業委員（2 名）

2 番委員	齋 藤 美也子	17 番委員	三 浦 良 孝		
-------	---------	--------	---------	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（8 名）

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	阿 部 功	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	齊 藤 嗣 郎	平賀-5	谷 川 一 雄	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

6. 出席事務局職員（3 名）

事務局長	小笠原 健	碓ヶ関支局長補佐	福 士 鉄 也	主査	谷 川 智 也
------	-------	----------	---------	----	---------

7. 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案 審 議

議案第 15 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 17 号 農用地利用集積計画の決定について

報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 13 号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第 14 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

## 8. 会議の概要

- ・あいさつ (省 略)
- ・農業委員会憲章  
唱和 (委員全員) (省 略)

### [開会 14時02分]

議長  
(今井 龍美)

これより、第5回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は、19名中17名です。  
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。  
議案説明のため、小笠原事務局長、福士碓ヶ関支局長補佐、谷川主査の出席を求めました。  
書記には、福士碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。  
日程第1、議事録署名者を議長より指名するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。  
9番花田委員、10番工藤委員の両名にお願いいたします。  
日程第2、会期についてお諮りいたします。  
会期を本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日1日間と決定いたします。  
日程第3、本日の議案は、お手元に配布しております議案第15号から議案第17号までの3件、ほかに報告が3件でございます。  
なお、審議の際、今回も新型コロナウイルス感染症対策として、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に問題点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。  
それでは、議案審議に入ります。  
まず、議案第15号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

1ページをご覧ください。  
議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添1 農地法第3条調査書、別添2 売買価格一覧、別添3 関連案件一覧と合わせて、2ページをご覧ください。

所有権移転については、21番から23番までが経営拡大、24番が新規就農、25番が祖母からの受贈、26番が受贈、27番が譲渡人の要望によるものです。

件数は7件、面積26,254平方メートル、田6筆16,226平方メートル、畑8筆10,028平方メートルとなっています。

次に、4ページ、貸借権設定については、24番が経営拡大、25番及び26番が新規就農です。

なお、25番と26番については、一般法人への貸付であるため、第3条第3項の規定による許可となります。

件数は3件、面積9,426平方メートル、地目は全て畑です。

次に、5ページ、使用貸借権設定については、7番が経営拡大、8番が農業者年金を引き続き受給するための再設定です。

件数は2件、面積7,824平方メートル、地目は全て畑です。

今回、申請のあった案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で疑問点等がある方がおりましたら、お願いします。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、所有権移転の27番を除いて、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

12番葛西委員。

12番葛西委員

賃貸借権設定の25番及び26番の借受人はどのような会社なのか。

谷川主査

主体としては、運転代行業を行っております。

12番葛西委員

作物はなにを作るのか。

谷川主査

作物はジャガイモ、サツマイモ、カボチャ、枝豆、玉ねぎ、トウモロコシ、オクラなどです。

議長

ほかにございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の 27 番は齊藤推進委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、齊藤推進委員に退席を求めます。

(齊藤推進委員 退席)

議長

それでは、27 番について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、27 番を、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
齊藤推進委員の入室を許可します。

(齊藤推進委員 着席)

議長

次に、議案第 16 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

6 ページをご覧ください。

議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 4 の農地転用許可基準説明書と合わせて、7 ページをご覧ください。

整理番号 3 番の申請地は、8 ページのとおり、碓ヶ関総合支所から北西へ約 400 メートルに位置する農地です。土地利用計画は 9 ページのとおり隣地の宅地も含めて普通住宅用地の一部として活用するものです。

整理番号 4 番の申請地は、10 ページのとおり、ひらかドームから南

へ約 230 メートルに位置する農地です。土地利用計画は 11 ページのとおり普通住宅の建築です。農地区分は別添 4 の 1 にあるとおりで、8 の総合意見として許可できる要件を満たすため、許可相当と考えます。

今回の申請件数は 2 件、合計面積は 560 平方メートル、田 1 筆 239 平方メートル、畑 1 筆 321 平方メートルです。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、1 番三浦委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

1 番三浦委員

特にありません。

議長

それでは、議案第 16 号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 17 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

12 ページをご覧ください。

議案第 17 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

13 ページをご覧ください。

所有権移転については、整理番号 25 番から 29 番は全て譲受人の経営拡大による売買です。今回の件数は 5 件、面積 9,051 平方メートルで、田 3 筆 3,891 平方メートル、畑 8 筆 5,160 平方メートルです。

なお、売買価格については、別添 5 のとおりです。

次に、15 ページ利用権設定については、整理番号 10 番は借受人の経営拡大による利用権設定です。今回の件数は 1 件、面積 3,364 平方メートルで、畑 2 筆です。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18

条第3項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました10番工藤委員、11番丹代委員、疑問点等がありましたらお願いします。

10番工藤委員  
11番丹代委員

特にありません。

議長

それでは、議案第17号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

18番山口委員

27番、29番について、金額が安価な理由と基盤強化促進法を利用すれば何が違うのか。

谷川主査

27番は所有者が県外に在住のため、親せきに譲ることになり、双方話し合いの結果、無料よりは対価があったほうが良いとのことから、この金額になりました。

29番については、所有者が県外に転出するため、近隣の農地所有者に譲ることとなり、双方話し合いの結果、この金額になりました。

基盤強化促進法は要件を満たしている方に限り、売買金額に対し800万円が控除され、また、登記手数料についても有利になります。

議長

ほかにごございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、報告3件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

16ページをご覧ください。

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ

いて、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

17 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、13 番は法人へ貸付するため、14 番は借受人へ売買するため解約するものです。

件数は 2 件、面積 6,794 平方メートルで、田 2 筆 3,934 平方メートル、畑 1 筆 2,860 平方メートルです。

18 ページをご覧ください。

報告第 13 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

19 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、6 番は他者へ売買するため、7 番は借受人へ売買するため、8 番は所有者が自作するため、それぞれ解約するものです。件数は 3 件、面積 14,267 平方メートルで、田 3 筆 6,933 平方メートル、畑 5 筆 7,334 平方メートルです。

20 ページをご覧ください。

報告第 14 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について、このことについて、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

21 ページをご覧ください。

整理番号 2 番は、22 ページのとおり、届出地は、平賀東小学校から北東へ約 500 メートルに位置する農地です。土地利用計画図は 23 ページのとおりで、盛土後はさくらんぼを作付するそうです。

今回の届出件数は 1 件で、面積 2,615 平方メートル、地目はすべて田です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 5 回総会を閉会いたします。

[閉会 14 時 26 分]